

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	休眠預金等活用法に係る地方税法施行令上の所要の整備	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ○ 休眠預金等活用法が平成28年12月に成立・公布（施行は平成30年1月1日）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 休眠預金：長期（10年間）にわたって入出金等の異動がなく、本人の所在が確認できない預金等 ○ 同法では、銀行等から預金保険機構への休眠預金等の移管後、預金者等であった者は、預保から支払事務の委託を受けた銀行等から、元本利子に相当する額（休眠預金等代替金）の支払を受けることができるとされている。 ○ 同法では、地方税法を一部改正して、上記利子相当額を現行の預金等の利子等と同様に課税するという取扱いとしているが、その細目は施行令に委任されているため、施行令の所要の整備が必要。 ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 休眠預金等代替金の利子相当額を現行の預金等の利子等と同様に課税するための所要の整備を行う。（預保から委託を受けた移管元の銀行等が源泉徴収により、その所在する都道府県に税を納付） 	
関係条文	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）附則 （地方税法の一部改正）</p> <p>第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第一項第十四号イ中「並びに農水産業協同組合貯金保険法」を「、農水産業協同組合貯金保険法」に、「を含み」を「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（同法第四十五条第一項の規定により同法第四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含み」に改め、同号へ中「並びに農水産業協同組合貯金保険法」を「、農水産業協同組合貯金保険法」に、「を含む」を「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（同法第四十五条第一項の規定により同法第四条第二項第三号又は第四号に掲げる給付補填金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含む」に改める。</p>	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 現在、銀行等が預金者等に支払う利子等には5%の個人住民税（利子割）の特別徴収が行われているところ、新たに施行される休眠預金等活用法における、休眠預金等代替金の利子相当額についても、現行の預金等の利子等と同様に利子割を課税するため。</p> <p>(2) 施策の必要性 銀行等が預金者等に支払う利子等と、旧預金者等に支払う休眠預金等代替金の利子相当額は、預金等に付される利子として同じ性質のものであるから、課税関係についても同様に取り扱う必要がある。仮に本手当てがなされない場合、休眠預金等として預保に移管された預金等に係る利子割が徴収できなくなり、減収要因となる。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	休眠預金等活用法附則第5条において、地方税法については既に手当てがなされているところ、その細目は施行令に委任されているため、施行令の所要の整備を要望するもの。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数：1371 事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行 (140) ・信用金庫 (264) ・信用組合 (151) ・労働金庫 (13) ・連合会 (3) ・商工組合中央金庫 ※以上は平成29年4月1日時点 ・農業協同組合・信用農業協同組合連合会 (690) ・漁業協同組合・信用漁業協同組合連合会 (108) ・農林中央金庫 ※以上は平成29年6月末時点
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現在の利子等に対する特別徴収と同額の利子割を確保する効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、課税の公平性・国民の納得を確保するため、現在の利子等に対する特別徴収と同様の課税を行うものであるから、予算等の措置によっては実現できない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—